



6463

別紙件
刑法
治罪法内何レハ
記載キ否如何
事ナリトハ
質問

昭和八年五月四日
鶴田乙丑氏贈

刑罰ノ件ニハ刑法治罪法ノ内何レハ記載ス
ハキヤ可否如何ニ付ホアソナードハ質問
官吏職務ヲ行フニ當リ犯罪アルヲ知り報告ヲ為
サル者

別紙ノ件ニハ刑法治罪法ノ内何レハ記載ス
ハキヤ可否如何ニ付ホアソナードハ質問
官吏職務ヲ行フニ當リ犯罪アルヲ知り報告ヲ為
サル者

佛国ニテハ其職務ヲ免スルヲ以テ十分ノ懲罰
ト為セリ故ニ別ニ刑法ニハ記載セサルナリ
然懲罰令ニ仍リ其職務ヲ免スル而已ニテ宜シ
ルハシ然ラハ其至意ヲ治罪法ニ記載スハキヤ
佛国ニテハ不拔ノ権アル官吏ニテモ殊ニ寄リ
其職務ヲ免スルコトアリ故ニ日本ニテモ官吏
ニテ如此事柄ヲ為シタル時ハ矢張其職務ヲ免
スル而已ト為スヘシ然シ若シ官吏ニテ金銀等
ヲ賞テ受ケタル為メニ其告発ヲ為サレバ

即千収賄ノ罪ト為スヘキモノナリ故ニ其主意ヲ以之ヲ治罪法ヘ記載ス可キナリ

輕重罪ヲ目撃シ報告ヲ為サ、ル者

官吏ノ外通常ノ者ハ固ヨリ其報告ヲ為サ、ルトモ罰スヘキモノニアラス

現行犯ノ場合ニ於テ檢事ノ禁制ヲ犯シ擅ニ事犯ノ場所ヲ離ル、者

之レハ全ク現行犯ノ場所ニテ直千ニ生シタル罪ナレハ矢張治罪法ニテ直千ニ罰スヘキモノナリ

恰モ公判ノ場所ニテ不敬ヲ為シタル罪ヲ直千ニ罰スルト同シ

全ク治罪ノ際ニ當リ特別ニ生シタル罪ナレハ

矢張特別ニ罰スヘキモノナリ

故ニ刑法ニ記載スヘキコトニアラス

之ハ烈問判事ニテ直千ニ罰スヘキコトナリヤ

然リ其場所ニ於テ檢事ノ求メニ仍リ下吟味裁判官ニテ直千ニ罰スヘキナリ

法式マル呼出状ニ應マサル者

之レモ治罪法ニ記載スヘキコトナリ

犯人ヲ裁判スル為メ呼出シタルニ其命ニ應シ

テ出席セサルハ即チ官命ニ抗拒スル譯ケニテ

ラスヤ而シテ若シ之ヲ官命ニ抗拒シタル罪ト

為シ罰スヘシトナレハ例ハ昨日ノ呼出ニ出

席セサル罪ノ刑ト其已ニ犯シタル本罪ノ刑ト

ノ二ツノ言渡ヲ一時ニ為スヘキヤ

呼出シタル犯人ノ出席セサル時ハ尚引致状ヲ以テ之ヲ呼出スヘク若シ夫レニテモ出席セサル時ハ乃チ欠席裁判ヲ以テ罰スヘキナリ
一体犯人ヲ呼出スハ只其自分一個ノ裁判言渡ヲ受クル為メ而已ニテ之ヲ免レントスルハ犯人一般ノ通情ナレハ必ス出席セサル可カラサルノ義務ト為スヘキニアラス故ニ若シ出席セサル時ハ即チ欠席裁判ヲ以テ之ヲ罰シテ可ナリト為ス

然ルニ証人ヲ呼出スハ其証拠ノ有無ニ仍テ犯人ノ罪ノ有無ニモ關係スヘキコトナレハ必ス出席セサル可カラサルノ義務ト為スヘキナリ故ニ之レハ必ス罰セサル可カラサルコト、為

ス
然リ其道理解ハ了解セリ然ラハ佛國治罪法第八十條ハ証人ノニ關スルコトナラン

然リ
犯罪ヲ認メ及ヒ其模様ヲ知ルト雖モ供述スルコトヲ肯セサル者

之モ証人ニ就テ論スルコトナルヘシ前ニ同シク治罪法ニ記載スヘキコトナリ
証人ニテ若シ其供述スルコトヲ肯セサル時ハ即チ其實ハ出席セサルモ同シコトナリ故ニ一体ハ佛國治罪法第八十條ノ内へ出席ヲ為サヌ又ハ出席スルトモ其供述ヲ肯セサル時ハ云ハト記載スヘキナリ

然シ出席シテ審問ヲ受ケタル時其証人ニテ自
分ハ某ノ犯罪ニ付テハ何等ノ事ヲモ知ラズト
云ヒタル時ハ之ヲ野スルヲ得ス只其証拠ト為
ルヘキコトヲ知ルト雖モ之ヲ供述スルヲ欲セ
スト云ヒタル時ニ限り野スヘキコトナリ
然リ全ク其事柄ノ模様ヲ知ラサル故ニ之ヲ知
ラズト云ヒタル時ハ野スルヲ得サルヘシ
然シ其真ノ證據ヲ供述スルヲ欲セサルカ為メ
ニ更ラニ詐リノ證據ヲ言立テタル時ハ即偽証
ノ罪トシテ野スヘキナリ
疾病ニツキ呼出状ニ應シ難キ時医師ノ證書ヲ以
テ届出ツ可キヲ等閑ニスル者
之レモ前ニ同シク治罪法ニ記載スヘキコトナ
リ

証人トシテ呼出ヲ受ケ詐テ病ト稱シ出席セサル
者

之レモ前ニ同シク治罪法ニ記載シ治罪法而已
ニテ野スヘキコトナリ

糾問判事并ニ書記官其法式ニ背キタル時

之レハ佛國治罪法第七十七條ニアリ故ニ日本
ニテモ矢張治罪法ニ記載スヘキコトナリ

糾問判事并ニ書記官令状ノ法式ニ於テ不注意ナ
ル時

前ニ同シク第百十二條ニアリ故ニ是亦治罪法
ニ記載スヘキコトナリ

糾問判事并ニ書記官ニテ其法式ニ背キ又ハ之

レニ不注意ナルコトヲ故意ニテ為シタル時ハ
即チ官ノ文書ヲ偽造スル等ノ罪ト為シテ罰ス
ヘキコトナリ

故ニ斯ノ如キ事柄ハ固ヨリ故意ニアラス必ス
過失ニテ為シタルコト、見做スヘキ場合而已
ナリ

之ハ**一体違警罪ノ部類ニ属スヘキモノナリヤ**
刑ノ性質ハ輕罪ノ刑ヲ用エルト雖モ真ノ輕罪
ト為スヘキモノニアラス其職務上又ハ義務上
ニ付テハ別種ノ違警罪ト為スヘキモノナリ但
シ此義務ト云フハ人民一般ノ義務ニアラス是
亦別種ノ義務ト為スヘキモノナリ
然シ証人ニテ出席スヘキ義務ハ人民一般ノ義

務ト云フトモ不可ナカルヘシ

証人ノ出席スヘキ義務ト雖モ人民一般ノ義務
ト同視ス可カラス何故ナレハ其証人一人ニ限
リタル義務ニテ若シ其呼出ヲ受ケサレハ其義
務ヲ生セサルモノナレハナリ
故ニ別種ノ義務ト為スヘキモノトス

乙十一條

乙十二條

甲三十四條
乙三十三條

甲八十四條
乙五十四條

乙五十七條

乙五十八條

官吏職務ヲ行フニ當リ犯罪アルヲ知り報告ヲ為
 サル者刑法第 條ニ記載シタル刑ニ處ス
 何人ヲ論セス輕重罪ヲ目撃シ報告ヲ為サル者
 刑法第 條ニ記載シタル刑ニ處ス
 現行犯ノ場合ニ於テ檢事ノ禁制ヲ犯シ擅ニ事犯
 ノ場所ヲ離ル者禁獄十日及ヒ罰金百ヲ^{二十圓}以
 下ノ刑ニ處ス
 法式アル呼出狀ニ應セサル者罰金^{百ヲ二十圓}已下
 ノ刑ニ處ス
 犯罪ヲ認メ及ヒ其模様ヲ知ルト雖モ供述スルコ
 ヲ肯セサル者刑法第 條ニ記載シタル刑ニ處ス
 疾病ニツキ呼出狀ニ應シ難キ時醫師ノ証書ヲ以

Blank page with faint vertical lines and bleed-through from the reverse side.

甲八十六條
乙六十條

甲七十七條
乙六十六條

甲百十二條
乙八十七條

テ届出ツ可キヲ等閑ニスル者罰金二十五フランク
ノ刑ニ處ス

証人トシテ呼出ヲ受ケ詐テ病ト称シ出席セサル
者并ニ証書ヲ作りタル医師ニ連帯ノ罰金
以下ノ刑ニ處ス

書記官調書ノ法式ニ背キタル時罰金五十フランク
ノ刑ニ處ス

書記官令状ノ法式ニ於テ不注意ナル時罰金五十
フランクノ刑ニ處ス

九例 乙 治罪法
ニエラシ氏考案

乙十二條

乙二十二條

甲三十四條
乙五十三條

甲八十條
乙五十四條

乙五十七條

乙五十八條

甲八十六條
乙六十條

官吏職務ヲ行フニ當リ犯罪アルヲ知り報告ヲ
為サ、ル者

輕重罪ヲ目撃シ報告ヲ為サ、ル者

現行犯ノ場合ニ於テ検事ノ禁制ニ犯シ擅ニ事

犯ノ場所ヲ離ル、者

法式アル呼出状ニ應セサル者

犯罪ヲ認ノ及テ其模様ヲ知ルト雖モ供述スル

コトヲ肯セサル者

疾病ニツキ呼出状ニ應シ難キ時醫師ノ証書ヲ

以テ届出ツ可キヲ等閑ニスル者

証人トシテ呼出ヲ受ケ詐テ病ト称シ出席セサ

ル者

甲七十七條
乙六十六條
丙百二十七條

糾問判事并書記官其法式ヲ背キタル時
糾問判事并書記官令狀ノ法式ニ於テ不注意
ナル時

糾問判事并書記官其法式ヲ背キタル時
糾問判事并書記官令狀ノ法式ニ於テ不注意
ナル時
糾問判事并書記官令狀ノ法式ニ於テ不注意
ナル時
糾問判事并書記官令狀ノ法式ニ於テ不注意
ナル時
糾問判事并書記官令狀ノ法式ニ於テ不注意
ナル時
糾問判事并書記官令狀ノ法式ニ於テ不注意
ナル時
糾問判事并書記官令狀ノ法式ニ於テ不注意
ナル時
糾問判事并書記官令狀ノ法式ニ於テ不注意
ナル時
糾問判事并書記官令狀ノ法式ニ於テ不注意
ナル時

ス

分數ノ際財産隠匿シタル者刑名ニ付質問

明法

分散ノ際財産ヲ隠匿シタル者ノ刑名ニ付

ボアソナードトハ質問

倒産ハ佛國ニテハ商法ニ限り用ユヘキコト、
為セリ然レ何故之レヲ商法民法共一般ノ人民
ニ通用セサル譯ナリヤ

佛國ニテハ之レヲ商事ノ外ニ用ユルヲ得ス
一般ノ人民ニテ債主ノ拂方ヲ為ス能ハス分散
ト為ルヘキ者ハ如何スヘキヤ

之レハ民事ノ財産拋棄ト為スヘキナリ
 一般ノ人民ハ商人ト全ク別ニ取扱フモノナリ
 仍テ商人ノ如ク刑法ヲ以罰スルヲ得ス
 舊法ニテハ財産ヲ拋棄セスシテ拂方ヲ為ス
 能ワサル時ハ禁錮ノ刑ニ處セラルヘキ^{三付}民事ニ
 於テモ拂方ヲ為ス能ハサル時ハ必ス財産拋棄
 ヲ為スヘキコト、為セリ

然レ現今ハ己ニ之ヲ禁錮ト為スノ法ヲ廢セリ

仍テ財産拋棄ヲ為ストモ分散人ノ為メニ禁錮
 ヲ免ル、ノ便益ト為ルコトナシ
 故ニ現今ハ民法ニテ拂方ヲ為ス能ハサル者ハ
 各債主一同ニテ其財産ヲ取調分配スルコト、
 為セリ然レ裁判所ヨリ其財産拋棄ヲ言渡スコ
 トヲ得ス

若シ分散人ニテ其財産ヲ他人ハ賣拂ヒタリト
 モ債主ニテ之ヲ訴フルヲ得サルヤ然ラハ全ク

債主ノ損失ト為ル譯ナリヤ

其財産ヲ他人へ賣拂ヒタリトモ之ヲ罰スルヲ
得ス然シ其時ハ各債主ヨリ其賣拂ヒタル契約
ノ不正ナルコトヲ訴へ出テ其廢毀ヲ求ムヘキ
コト、為ス

財産ヲ隱匿シ又賣拂ヒタル者ハ商法ノ外爰ニ
テ罰スルヲ得サルモノト為スヤ

新刑法中倒産ノ法ノ第一條ハ商事民事ニ論ナ

ク分散ニ用フヘキコト、為ス時ハ之レヲ一般
ニ通用シテ宜シカラシ

佛国刑法第四百條ノ主意ヲ日本ニテハ一般ニ
適用スヘキ積ニ付固ヨリ商事民事ニ限ラサル
モノト為スナリ

現今日本ニテ用ユル所ノ分散ノ方法ハ歐羅巴
ノ商法ノ倒産ト民法ノ財産拋棄トノ中間ノモ
ノナリ

新刑法ニテ民事商事一般ニ倒産ヲ罰スルノ法
 ヲ立テサル内ハ之ヲ罰スルヲ得サルヘシ
 倒産第一條ハ分帳人ノ手許ニアル財産ヲ隠シ
 タル罪ナリ之レハ六月ヨリ六年ト為セリ
 又第六條ハ己ニ裁判所ヨリ差押ヘテ保管ヲ
 託シタルモノヲ隠シタルノ罪ナリ之レハ一月
 ヨリ一年ト為セリ
 又竊盜ノ第二條ヘ加ヘタル裁判所ニテ差押管

守シタルモノヲ盗ミタル罪ヲ竊盜ノ罪ト同シ
 ノ論スル為ス時ハ是亦其短期ハ二月ヨリノ刑
 ト為セリ元來倒産第一條ノ自分ノ手許ニアリ
 其品數等未タ裁判所エ言立サル内ナレハ仮令
 勝手ニ賣拂フトモ聊カ其理アル氏裁判所ヨリ
 差押ヘ己ニ他人ニ属シタルモノヲ盗ムハ大ニ
 ニ其理ナシ然ラハ之ヲ賣拂フハ輕ク之ヲ盗ム
 ハ重ク為スヘキニ却テ其輕重相及スルハ少ニ

ク權衡ヲ得サルニ似タリ

第一條ノ罪ヲ佛國ニテ重ク為スハ何故ナレハ
自分ノ手許ニアル内ハ他人ノ之ヲ知ル者ナク
何程ノ多数ヲ隱スヤモ知ル可カラス故ニ其害
ヲ為ス一多シト為ス仍テ其害ヲ未然ニ防カン
ガ為メニ之ヲ重ク罰スル一、為スナリ

其他裁判所ヨリ差押ヘタルモノハ其品數等己
ニ他人ノ知ル所ト為レハ容易ニ多数ヲ隱スヲ

得ス其害ヲ為ス一少シト為ス仍テ之ヲ輕ク罰
スルコト、為セリ

其第一條ヲ重ク罰スルノ主意ハ了解セリ然レ
現今其刑法ナレ仍テ其罪ヲ罰スルニハ詐偽取
財ト為スヘキカ又ハ竊盜ト為スヘキカノ二ツ
ニ出ツルヨリ外ナシトノ論アリ之レハ何レハ
屬シテ相當ト為スヘキヤ

其罪ヲ罰スルノ刑法ナキ以上ハ固ヨリ詐偽取

財ト為スヲ得ス又窃盗ト為スヲ得ス然ラハ己
ムヲ得サルニ付與罪ニテ罰セサルヨリ外ナシ
トス

罰法

窃盗ノ罪ニ付與罪ニテ罰セサルヨリ外ナシトス

罰法

明治九年十月十六日

英語ハテントノ字義ニ付ホアウナート價尚

明治九年

明治九年

英語パテントノ字義ニ付ホアソナードハ

質問

英語パテントノ字義ハ日本語ニテ專賣免許
ト譯セリ孰テハ日本ニテ烟草ノ商賣ノ如キ
ハ政府ヨリ特別ニ免許スルモノニテ即專賣
免許ト云フモノニ似タリ然ルニ天然物ノ發
明又ハ自分ノ腦力ノ發明シタル物ヲ其發明
者限ニテ商賣スルヲモパテントト云フ然ラハ

司法省

英商ニテ商賣スルモノニ似タリ然ルニ天然物ノ發明

英商ニテ商賣スルモノニ似タリ然ルニ天然物ノ發明

專賣免許ノミノ意味ニアラス發明免許ノ意
味モ含ムニ似タリ一体^レノ字義ハ如
何ナル意味ナリヤ

佛語^レ「パテント」ト英語^ト「^レパテント」ト^ト違ヒ
アリ英語ニテハ專賣免許又ハ板權ト云コト
ナリ

佛語ニテ^レ「パテント」ト^ト法上ニ關ミタル一種
ノ辭ナリ

英佛ノ内何レニテ用エル所ノ字義ヲ説明ス
ハキヤ

佛語ニテハ高賣上ノ收税ト云フコトニテ酒
屋又ハ醫者等ヨリ一年入額ニ付收税ヲ科ス
ルコトナリ之レヲ「パテント」ト云フ

英語ノ「パテント」ト^トノコトヲ佛語ニテ何ト云フカ
佛語ニテハ「プレウエーアインウシヨント」云フ
語ヲ以專賣又ハ發明ノ免許ト云フ所ニ用ユ

故ニ¹「²テント」ノ語ヲ以此事柄ニハ使ヒテ用
ヒサルナリ
モノポルト³ト云語モ專賣免許ノコトニ用ユナ
ルヘシ
之レハ政府ヨリ許サレタル特權ト⁴ハ意味ニ
テ矢張專賣免許ト云フ所ニ用ユ
佛国ニテ現今ハ政府ニテ「モノポルト」ト為ス
ノハ僅カノ品物ナリ即烟草、火藥、硝石、花配ノ

ミナリ
人民ニテ「モノポルト」ト為スモノハ例ヘハ巴里
ノ「⁵ヲノヲル⁶」⁷語⁸會社又巴里ヨリ「⁹ヲ¹⁰」¹¹送¹²ノ鐵
道會社又ハ「¹³アジヤンシ¹⁴」又ハ使吏、公訟人、代
書人等ナリ
然ラハ日本ニテ「株」ト云フコト、同シカルヘシ
故ニ佛国ニテ「¹⁵パテント」ハ商賣ヲ為ス始メニ
之ヲ政府ヘ願フニ及ハス

明法首

然シ火藥ヲ商賣スルニハ其輕規ヲ為サ、ル可
カラサル其他ノ商賣ヲ為マニハ其届ヲ為マ
而已ナリ故ニ商賣ニテ何程ノ取引ヲ為スヤ
ヲ別ニ監定スルモノアリ其監定ニテ税額ヲ
取調ヘ之ヲ納ムルモノヲ「パテント」ト云フ
已上ハ佛語ノ「パテント」ノ解ナリ

發明者ニテ十年又ハ二十年ト其期限ヲ定
メテ專賣ノ権ヲ有スルヲ「モノホル」ト云フ

昨年正院ニテ「モノホル」ノ解義ヲ為シタリ其
書ヲ取寄セテ見ルヘシ

モノホルト云フハ佛語カ

英語ニテモノホルト云フ

佛語ノ「アンワンシヨント」ハ有明ト云フ意味ナ

佛国ニテ發明者ニテ專賣免許ヲ得ルハ十五
年間ト為ス

同去首

バテントハ羅旬語ナリトノコトヲ或ル字書ニ記セリト聞ケリ然リヤ

然リ

羅旬語ニテ「レツトルウエール」ト云フ語ヨリ出テタルモノナリ何人ニテモ其「バテント」ナルコトヲ見得ヘキ為メニ文字ニテ示ストノ意味ナリ以前ハ其「バテント」ト云フコトヲ文字ニテ書シ之ヲ公ケニ示シ得ヘキ様ニ為シ

タルモノナリ

其公ケニ示シ得ヘキ様ニ為シタル書付ヨリ其名ヲ仮称シ「開キタル文字」ト云フ語ヲ用テタルモノニテ固ヨリ「バテント」ノ事柄ニ付テ十分ノ意味ト為シタルモノニアラス

同去首

十九年四月十八日
佛語シクルト
字義付クソト
質問

三六八

Handwritten notes in blue ink, including the date '十年四月十八日' and other illegible characters.

十年四月十八日

佛語バンクルートノ字義ニ付「ホアツナート」
ハ質問

家資分散ノ内「バンクルート」ナル原語ヲ日本語
ニテ從前倒産ト譯シタルハ之レハ適當ノ譯
語ニテラス元来バンクルートハ机又ハ臺
ヲ打倒シ破壊スルトノ字義ナル由果ニテ然リ
然リ「ローマ語」ニテ之ヲ直譯スレハ「打倒」ニ破壊
スルトノ字義ニ異ナルヲナシ然レバ家資分
散ノ名詞ニ之ヲ用エルハ何故ナレハ昔時ハ商
人ハ皆市中「臺」ヲ並ヘテ商賣ヲ為セシモノナ
リ故ニ若シ商人ノ義務ヲ盡サズ其商賣ノ行立

タナル場合ニ至リタル時ハ其臺ヲ打倒ニ破壊
ニタルコトノ原因ヨリ之レヲ分散ト云フ一ニ
用ヒタルモノナリ故ニ其直譯ヲ以テ倒ノ字
ヲ填用スルハ宜シカラス
成程商人ノ義務ヲ盡サ、ル時ハ他ノ衆人ヨリ
其商人ニ耻辱ヲ與ヘンカ為メ其臺ヲ打倒シ
破壊ニタル原因ヨリ之ヲ分散ノ名詞ニ用ヒ
タルトノ説ナリ
佛國語ニテハ「バンクルート」トハ分散ノ内罪ト
為ルヘキモノ而已ニ用ユル名詞ナレ氏英語ニ
テハ廣ク總テノ分散ヲ指シテ用ユル名詞ナ
リトノ説ヲ聞ケリ
然リ佛語ニテハ「バンクルート」トハ分散ノ内

罪ト為ルヘキ者而已ラニフ故ニ其真ノ意味
ヲ用ユレハ詐偽ノ分散ト譯スヘキナリ
バンクルート「レ」ヲ詐偽ノ分散ト譯スル時ハ今日
用ユル所ノ通常ノ倒産ト詐偽ノ倒産トノ區別
ヲ為スヲ得ス何故ナレハ「分散」ノ内ニ三ツノ
區別アリ、第一家資分散之レハ當然已ムク
得サル事情ヨリ分散スルモモ「刑法上罪ト
為ス」ヘキモノニ非ス、第二通常ノ倒産之レハ
浪費又米相場等ノ山氣ヨリ分散スルモノニ
テ刑法上罪ト為スヘキモノナリ、第三詐偽ノ倒
産之レハ真ニ詐偽ニテ分散スルモノニテ矢張
刑法上ノ罪トナスヘキモノナリ、故ニ同「タル
」ト「只詐偽ノ分散ト譯ス」時ハ右通常ノ

倒産ト詐偽ノ倒産トノ區別ヲ為スヲ得ス

然ラハ第一ヲ通常ノ分散ト為シ第二ヲ過誤
アル分散ト為シ第三ヲ詐偽ノ分散ト為スハ
シ元來過誤アル分散ヲ通常ノ倒産ト譯スル
ハ宜シカラス

故ニ通常ノ分散ニハ「バンククル」トノ原語ヲ用
ヒス「ハイイット」ノ原語ヲ用ユヘキナリ

第一「ハイイット」即チ通常ノ分散トハ通常商
人ノ義務ヲ盡ス能クサルモノヲ云フ

第二「バンククル」トハ過誤アル分散又ハ不
正ノ分散ト譯シテ聊カ不適當ナルコトナリ

第三「バンククル」トフルゾルトス「トハ人ヲ網羅
ニ陥ル」トノ意味ニテ即チ詐偽ノ分散ト

云フ「ナリ」又或ハ原語ニテ「ハイイット」フエ
「デソハ」トモ云フ之レハ悪心ヨリ為シタル
分散ト云フ意味ナリ

名村曰「バンククル」トノ字義ハ石ノ如クナレ
此「バンククル」トノ字ヲ日本ニテ其儘總テノ
分散ニ適用ナルヲ得ス何故ナレハ元來佛國
ニテハ之レハ高法ノ分散ニ限リ用ユル而已
テ人民ノ分散ニハ又別ニ異リタル字ヲ用ユ
ヘキ譯ナレハナリ

詩
法
卷
一
上
卷
一
上
卷
一
上



